

前橋の明日を担う若い力を募集します

問い合わせは **職員課 ☎898-6507**

来年4月1日付で採用予定の職員採用試験を行います。試験の概要は下表のとおり。試験案内は、市役所職員課や各支所・出張所にあります。また、申込書は本市ホームページからダウンロードもできます。郵送で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込用紙請求」と「希望職種」を朱書き、140円切手を張った、あて先明記の返信用封筒（A4サイズ）を同封してください。

試験区分(職種)	採用予定数	市職員採用試験のご案内 受験資格	試験案内の配布	申込期限	第1次試験日
事務Ⅰ	30人	次のいずれかに該当する人 ①昭和58年4月2日～平成元年4月1日生まれの人 ②平成元年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人または平成23年3月31日までに卒業見込みの人(試験は大卒程度)	5月10日(月) 5月26日(水)	5月12日(水) 5月26日(水)	6月20日(日)
土木Ⅰ	9人	次のいずれかに該当する人 ①昭和50年4月2日以降生まれで、一級建築士資格のある人 ②昭和58年4月2日～平成元年4月1日生まれの人 ③平成元年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人または平成23年3月31日までに卒業見込みの人(試験は大卒程度)			
建築Ⅰ	5人	昭和58年4月2日以降生まれで、保健師資格のある人(平成22年度中に取得見込みを含む)			
保健師	2人	昭和55年4月2日以降生まれで、薬剤師資格のある人			
薬剤師	1人	昭和50年4月2日以降生まれで、獣医師資格のある人(平成22年度中に取得見込みを含む)			
獣医師	1人	昭和55年4月2日以降生まれで、理学療法士資格のある人(平成22年度中に取得見込みを含む)	7月1日(木) 8月25日(水)	8月11日(水) 8月25日(水)	
理学療法士	1人	次のいずれかに該当する人 ①昭和59年4月2日～平成元年4月1日生まれの人 ②平成元年4月2日以降生まれで学校教育法による大学を卒業した人または平成23年3月31日までに卒業見込みの人(試験は高卒程度)			
消防職Ⅰ(注)	5人	昭和62年4月2日～平成5年4月1日生まれの人で、大卒者・大卒見込み者は受験不可(試験は高卒程度)			
事務Ⅱ	5人	昭和59年4月2日以降生まれで、保育士資格のある人(平成22年度中に取得見込みを含む)			
保育士	2人	昭和62年4月2日～平成5年4月1日生まれの人で、大卒者・大卒見込み者は受験不可(試験は高卒程度)			
消防職Ⅱ(注)	2人				

(注) 消防職Ⅰ、Ⅱはこれ以外に身体条件が加わります。詳しくは「試験案内」を参照

5月は軽自動車税の納付月

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税され、5月が納付月です。所有者などに変更があるときは、次の手続きをしてください。

- 原付自転車(125cc以下のバイク)・小型特殊自動車
 - ①譲渡などで本人以外が使用しているときは、名義変更(新旧所有者の記名・押印、車台番号が分かる物が必要) ②

■軽二輪・二輪小型自動車・軽四輪

車種によって登録変更・廃車の手続き場所が次のとおり異なります。軽二輪(125cc超250cc以下)は自動車整備振興会☎261-0221、二輪小型自動車(250cc超)は群馬運輸支局☎050-5540-2021、軽四輪は軽自動車検査協会☎261-4621

問い合わせは **市民税課 ☎898-5842**

■「自動車税」コンビニも利用して期限までに納税を

自動車税は5月31日(月)までに納税を。

問い合わせは **中部県税事務所 ☎234-1800**

■木造住宅を対象に耐震診断

耐震診断調査資格者が耐震診断を実施。地震に弱い部分や倒壊する可能性の有無を調べます。
対象住宅 ①次の条件をすべて満たす市内の木造住宅、先着80件。①昭和56年5月31日以前に着工した一戸建ての住宅または併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上) ②平屋または2階建て ③在来軸組工法で建築費用1,000円
用意する物 確認通知書か壁の位置が分かる平面図
耐震改修費補助

木造住宅の耐震改修費を補助します。希望者は、補助の要件について事前に確認を。詳しくは本市ホームページをご覧ください。

対象者 本市在住で対象住宅を所有する個人
募集 先着4戸
補助額 耐震改修に要する設計費や工事費、工事監理費の3分の1(上限50万円)
申し込み 耐震診断 5月6日(木)～5月31日(月) 改修費補助 12月24日(金)までに建築指導課(☎898-6752)へ直接

地震に
負けない住宅へ

人間ドックの助成で毎年の健康チェックを



人間ドックを受診希望の人へ健診費の一部を助成します。人間ドックの健診項目には、特定健診と後期高齢者健診が含まれているため、人間ドックと新さわやか健診(特定健診・後期高齢者健診)の両方は受診できません。

なお、受診期間は来年2月28日(月)まで。受診医療機関は下表のとおりです。

■国保人間ドック

対象 次のすべてを満たす人。①本年度中に満30歳～75歳の誕生日を迎える(ただし75歳の誕生日前までに健診を受診できる) ②4月1日現在国保加入者で、国保税完納世帯である ③4月1日から受診時まで継続して国保資格を持っている ④脳ドックは本年度中に満40・45・50・55・60・65・70歳になる

対象人数 ①(日帰り) 800人 ②(1泊2日) 400人 ③(脳ドック) 100人(各抽選)

自己負担額 ①(日帰り) は1万4,550円 ②(1泊2日) は3万6,150円 ③(脳ドック) は2万円

■後期高齢者人間ドック

対象 次のいずれかを満たす人。①4月1日現在、後期高齢

者医療保険に加入し保険料を完納している②来年2月末までに満75歳の誕生日を迎え、誕生日以降に受診できる

対象人数 ①(日帰り) 300人(抽選)

自己負担額 1万4,550円

申し込み 以上の2つは国保または後期高齢者医療被保険者証と、健康診査受診シールを持参し、5月23日(日)～28日(金)に市役所1階市民ロビーか大胡・宮城・粕川・富士見支所(23日は市役所のみ)へ直接

問い合わせは
国保人間ドックについては **国民健康保険課 ☎898-6249**
後期高齢者人間ドックについては **同課 ☎898-6253**

●平成22年度 人間ドック実施医療機関

医療機関名	住所	日帰り	1泊2日	脳ドック
新井胃腸科診療所	昭和町一丁目	○		
あらいくクリニック	元総社町	○		
生方医院	表町二丁目	○		
江木町クリニック	江木町	○		
遠藤内科医院	野中町	○		
大塚外科胃腸科医院	大友町三丁目	○		
大塚内科医院	三俣町一丁目	○	○	
加藤外科内科医院	朝日町一丁目	○		
金古医院	日吉町三丁目	○		
狩野外科医院	日吉町四丁目	○		
木村内科医院	箱田町	○		
清宮医院	紅雲町二丁目	○		
群馬県健康づくり財団	堀之下町	○		
群馬中央総合病院	紅雲町一丁目	○	○	
外科皮膚科たぎ医院	大利根町一丁目	○		
県立心臓血管センター	龍泉町甲	○	○	○
小坂橋医院	上泉町	○		
木暮医院	清野町	○		
小林外科胃腸科医院	広瀬町二丁目	○		
済生会前橋病院(検診センター)	上新田町	○	○	
斉藤内科泌尿器科医院	上小出町二丁目	○		
山王医院	山王町二丁目	○		
城西クリニック	上小出町一丁目			○
上武呼吸器科内科病院	田口町	○	○	
上毛大橋クリニック	川原町	○		
すくた医院ゆうキッズクリニック	光が丘町	○		
瀬田医院	龍蔵寺町	○		

医療機関名	住所	日帰り	1泊2日	脳ドック
善衆会病院	二之宮町	○		
高柳胃腸科外科	萩窪町	○		
田中医院	千代田町一丁目	○		
田部医院	六供町	○		
殿岡内科小児科医院	天川原町二丁目	○		
富沢内科医院	石倉町二丁目	○		
富沢病院	朝日町四丁目	○		
内科皮フ科おない医院	樋越町	○		
萩原内科医院	荒子町	○		
塙医院	日吉町四丁目	○		
平井外科医院	大友町二丁目	○		
星医院	西善町	○	○	
前橋北病院	下細井町	○		
前橋協立病院(健診室)	朝倉町	○	○	○
前橋外科医院	天川町	○		
前橋赤十字病院	朝日町三丁目	○	○	
前橋広瀬川クリニック	千代田町四丁目	○		
前橋広瀬川クリニック分院	千代田町四丁目	○		
町田内科クリニック	茂木町	○		
村谷胃腸科医院	朝倉町	○		
八木医院	前箱田町	○		
山下医院	城東町四丁目	○		
老年病研究所附属病院(ドックセンター)	大友町三丁目	○	○	○
若宮内科	日吉町四丁目	○		
東日本労働衛生センター※	伊勢崎市戸谷塚町	○		
北関東循環器病院※	渋川市北橋町下箱田	○		

※受診歴のある人のみ

国保税の納付忘れずに 変更点もチェック

問い合わせは **国民健康保険課 ☎898-6250**

本年度分の国民健康保険(国保)税の納税通知書は7月中旬に郵送します。金融機関やコンビニで納付してください。また、口座振替も便利です。金融機関か郵便局で手続きしてください。なお、3月以前にさかのぼって新規に国保加入の届け出をした人には、昨年度分の国保税を課税。その納税通知書は別に郵送します。

■本年度の国保税の変更点

- 非自発的失業者に対する軽減
リストラや倒産により雇用保険の失業等給付を受ける人の国保税は、前年の給与所得を100分の30として算定。この軽減を受けるには申請が必要です。
- 富士見地区の課税を統一
昨年度、異なる税率で課税していた富士見地区分について、本年度から統一します。

●課税限度額の改正

医療給付費分は47万円から50万円に、後期高齢者支援金分は12万円から13万円になります。
●旧被扶養者申請減免制度を延長
社会保険の被保険者が後期高齢者医療制度に移行し、65歳以上の被扶養者が国保に加入した場合、国保税の減免が適用となる制度が延長に。該当になる人は申請が必要です。すでに該当している人は申請の必要はありません。